

監査報告書

令和5年 5月25日

学校法人 吉田学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 吉田学園

監事 星野尚夫 

監事 檜森聖一 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人吉田学園寄附行為第15条の規定に従い、学校法人吉田学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。

以上